

新型コロナウイルス感染症による 学校臨時休業対応基本方針

令和3年9月
守口市教育委員会

新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針

令和2年7月30日制定

令和3年2月1日改正

令和3年9月1日改正

児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、学校行事や部活動等含めた学校教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障しつつ、感染症対策を講じる観点から、下記の事項に重点をおいて適切な対応を行う。

1. 感染者が確認された学校の全部または一部の臨時休業について、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、臨時休業の実施及び期間を決定する。（臨時休業期間には土日祝等を含む）

なお、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域に指定されている場合において、保健所の調査によって学校内で感染の拡大が想定される場合については、別添「守口市立学校における児童生徒・教職員が新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について）に基づき臨時休業の措置を行う。

2. 教職員における濃厚接触者が多数いるなど、学校運営上の体制整備に時間がかかる場合、期間を延長する。
3. 保健所の調査が終了するまでは、全部または一部の児童生徒の外出を控えるよう保護者に対し協力をお願いする。
4. 濃厚接触者が特定された場合、当該児童生徒に対して出席停止の措置を行う。
（出席停止期間については、「感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間」を基準とする。）
5. 臨時休業期間中は、教育活動（部活動を含む）の実施は不可とする。
6. 臨時休業等にあたっては、学びの保障、心のケア等を目的として、オンライン授業、オンライン学習を実施する。

7. 感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないように十分留意する。
8. 児童生徒、保護者及び教職員等に対し個人情報保護に十分留意しながら冷静に状況を把握し適切な対応に資するよう、丁寧かつ適切な関連情報の速やかな提供に努める。